



埼玉県報

第 2990 号
平成 30 年(2018 年)
4 月 3 日
火曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告（情報システム課）
- 第 4 次県庁 LAN システム構成機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 見沼代用水土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 草加都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する入札公告（会計課）
- 現場写真作成装置用プリントパックの単価契約に関する入札公告（会計課）
- IC 免許証記載内容確認装置の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか 43 施設で使用する電気に関する入札公告（会計課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 4・5 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

告 示

埼玉県告示第三百四十号

埼玉県議会平成三十年二月定例会において議決された平成二十九年埼玉県一般会計補正予算（第六号）、平成二十九年埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）、平成二十九年埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,210,276千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,853,075,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		759,300,000	21,300,000	780,600,000
	1 県 民 税	340,530,000	6,276,000	346,806,000
	2 事 業 税	137,695,000	10,015,000	147,710,000
	7 自 動 車 取 得 税	8,455,000	1,724,000	10,179,000
	8 軽 油 引 取 税	47,878,835	1,667,000	49,545,835
	9 自 動 車 税	83,721,000	1,618,000	85,339,000
2 地方消費税清算金		218,691,000	554,000	219,245,000
	1 地方消費税清算金	218,691,000	554,000	219,245,000
4 地方特例交付金		3,739,000	105,450	3,633,550
	1 地方特例交付金	3,739,000	105,450	3,633,550
5 地方交付税		205,100,000	349,912	204,750,088
	1 地方交付税	205,100,000	349,912	204,750,088

7 分担金及び負担金		3,040,701	222,825	2,817,876
	1 分担金	316,881	95,117	221,764
	2 負担金	2,723,820	127,708	2,596,112
8 使用料及び手数料		28,788,440	108,449	28,679,991
	1 使用料	18,058,950	132,936	17,926,014
	2 手数料	10,729,490	24,487	10,753,977
9 国庫支出金		167,331,900	1,799,405	165,532,495
	1 国庫負担金	115,406,650	3,466,777	118,873,427
	2 国庫補助金	45,945,492	4,706,083	41,239,409
	3 委託金	5,979,758	560,099	5,419,659
10 財産収入		8,071,791	465,735	8,537,526
	1 財産運用収入	6,359,479	268,289	6,627,768
	2 財産売却収入	1,712,312	197,446	1,909,758
11 寄附金		148,109	22,251	125,858
	1 寄附金	148,109	22,251	125,858

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		98,343,417	66,876,540	31,466,877
	1 特別会計繰入金	2,754,744	32,996	2,787,740
	2 基金繰入金	95,588,673	66,909,536	28,679,137
13 繰越金		643,409	3,629,970	4,273,379
	1 繰越金	643,409	3,629,970	4,273,379
14 諸収入		34,540,210	6,472,851	41,013,061
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,139,517	30,335	2,109,182
	2 預金利子	4,000	5,300	9,300
	3 貸付金元利収入	3,940,168	3,200,159	7,140,327
	4 受託事業収入	3,273,479	373,725	2,899,754
	5 収益事業収入	14,344,632	3,246,288	17,590,920
	6 利子割精算金収入	34,000	33,000	1,000
	7 雑収入	10,804,414	458,164	11,262,578
15 県債		249,959,000	12,852,000	262,811,000
	1 県債	249,959,000	12,852,000	262,811,000
歳入合計		1,877,285,977	24,210,276	1,853,075,701

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,184,632	100,287	3,084,345
	1 議会費	3,184,632	100,287	3,084,345
2 総務費		90,460,098	9,885,459	80,574,639
	1 総務管理費	22,004,343	663,734	21,340,609
	2 企画費	4,797,146	844,273	3,952,873
	3 県民費	9,063,235	297,153	8,766,082
	4 環境費	9,973,331	1,052,973	8,920,358
	5 徴税費	30,023,225	4,925,052	25,098,173
	6 市町村振興費	5,447,184	880,097	4,567,087
	8 防災費	4,854,982	1,153,652	3,701,330
	9 統計調査費	793,208	59,328	733,880
	10 人事委員会費	302,392	6,571	295,821
	11 監査委員費	307,538	2,626	304,912
3 民生費		351,248,650	5,641,059	345,607,591

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	262,586,940	2,601,236	259,985,704
	2 児童福祉費	76,996,467	3,313,239	73,683,228
	3 生活保護費	11,378,456	350,084	11,728,540
	4 災害救助費	286,787	76,668	210,119
4 衛生費		62,025,104	2,714,226	59,310,878
	1 公衆衛生費	28,607,404	681,427	27,925,977
	2 環境衛生費	3,549,205	677,507	2,871,698
	3 保健所費	3,870,087	107,615	3,762,472
	4 医薬費	14,682,824	1,247,677	13,435,147
5 労働費		6,010,195	577,437	5,432,758
	1 労政費	2,105,737	100,785	2,004,952
	2 職業訓練費	3,742,227	473,849	3,268,378
	3 労働委員会費	162,231	2,803	159,428
6 農林水産業費		24,310,430	3,017,619	21,292,811
	1 農業費	8,095,157	755,914	7,339,243

	2 蚕糸特産及び水産業費	617,409	116,269	501,140
	3 畜産業費	1,523,890	349,728	1,174,162
	4 林業費	4,354,778	623,449	3,731,329
	5 農地費	9,719,196	1,172,259	8,546,937
7 商工費		15,298,527	874,150	14,424,377
	1 商工業費	15,092,015	865,901	14,226,114
	2 観光費	206,512	8,249	198,263
8 土木費		127,881,390	4,978,225	122,903,165
	1 土木管理費	11,176,057	472,894	10,703,163
	2 道路橋りょう費	50,446,443	654,198	49,792,245
	3 河川費	33,786,592	3,091,965	30,694,627
	4 都市計画費	31,015,578	592,909	30,422,669
	5 住宅費	1,456,720	166,259	1,290,461
9 警察費		146,882,695	770,931	146,111,764
	1 警察管理費	135,246,852	264,223	134,982,629
	2 警察活動費	11,635,843	506,708	11,129,135
10 教育費		487,004,931	6,507,375	480,497,556

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	59,879,101	2,247,604	57,631,497
	2 小学校費	138,124,339	7,932	138,116,407
	3 中学校費	85,032,691	830,566	84,202,125
	4 高等学校費	104,779,063	1,966,677	102,812,386
	5 特別支援学校費	39,961,561	801,284	39,160,277
	6 大学費	2,298,026	63,515	2,234,511
	8 社会教育費	4,689,239	411,854	4,277,385
	9 保健体育費	1,195,443	177,943	1,017,500
	11 災害復旧費		378,204	58,995
	2 農林水産施設災害復旧費	39,738	6,560	33,178
	3 土木施設災害復旧費	335,550	52,435	283,115
12 公債費		271,135,901	5,585,523	276,721,424
	1 公債費	271,135,901	5,585,523	276,721,424
13 諸支出金		290,965,220	5,329,964	296,295,184
	1 公営企業支出金	17,507,206	904,036	16,603,170
	2 地方消費税清算金	103,531,000	4,695,000	108,226,000

	3 所得割交付金	32,009,000	1,614,000	30,395,000	
	5 配当割交付金	6,227,000	767,000	5,460,000	
	6 株式等譲渡所得割交付金	3,501,000	2,457,000	5,958,000	
	7 地方消費税交付金	112,135,000	213,000	112,348,000	
	9 自動車取得税交付金	6,169,014	1,262,000	7,431,014	
	11 利子割精算金	13,000	12,000	1,000	
歳	出	合計	1,877,285,977	24,210,276	1,853,075,701

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	青少年総合野外活動センター解体事業費	389,543	平成28年度	217,721	295,301	平成28年度	217,721
				平成29年度	171,822		平成29年度	77,580
	4 環境費	環境整備センター埋立事業費(浸出水下水道放流管敷設工事)	670,000	平成28年度	540,000	540,000	平成28年度	540,000
				平成29年度	130,000		平成29年度	0
	8 防災費	県庁舎非常用都市ガス発電機等整備事業費	829,733	平成26年度	8,895	819,291	平成26年度	8,895
				平成27年度	327,570		平成27年度	327,570
				平成28年度	193,288		平成28年度	193,288
				平成29年度	299,980		平成29年度	289,538

		地上系防災行政 無線施設 再整備事業費	8,253,905	平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	1,067,581 2,393,174 1,837,786 2,955,364	5,721,217	平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	972 2,621,120 1,645,137 1,453,988
6 農林水 産業費	1 農業費	次世代技術 実証・普及センター 整備事業費	144,336	平成28年度 平成29年度	62,380 81,956	142,753	平成28年度 平成29年度	62,380 80,373
9 警察費	1 警察管理費	岩槻警察署 庁舎建設費	3,422,432	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137,498 301,931 1,738,655 1,244,348	3,422,318	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137,498 301,931 1,738,655 1,244,234
		朝霞警察署 庁舎建設費	3,867,317	平成29年度 平成30年度 平成31年度	159,976 877,426 2,829,915	3,863,267	平成29年度 平成30年度 平成31年度	156,666 876,929 2,829,672

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎 解体事業費（平成 28年度着工分）	249,273	平成28年度	212,548	220,483	平成28年度	212,548
				平成29年度	36,725		平成29年度	7,935
		教育関係庁舎 大規模改修費（平成 29年度着工分）	936,227	平成29年度	93,781	919,933	平成29年度	77,487
			平成30年度	842,446	平成30年度		842,446	
	4 高等学校費	県立学校大規模 改修費（平成29 年度着工分）	729,667	平成29年度	191,354	720,791	平成29年度	182,478
				平成30年度	538,313		平成30年度	538,313

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	国土調査費	29,685
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	162,607
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	975,658
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	123,830
	2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	13,140
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	6,381
		新型インフルエンザ対策事業費	2,400
	1 農業費	農業経営基盤強化対策費	7,750
		経営体育成条件整備費	22,242
		種苗センター費	301,056
		森林整備推進事業費	145,523

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	水源地域の森づくり事業費	186,494
		林業・木材産業構造改革事業費	15,280
		森林管理道整備事業費	188,945
	5 農地費	農道整備事業費	35,500
		団体営土地改良事業費	77,450
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費		140,696	
7 商工費	1 商工業費	次世代産業支援費	395,000
		産業技術総合センター運営費	20,199
	2 道路橋りょう費	舗装道整備費	999,000
		道路環境整備費	300,000
		災害防除費	1,110,000
		自転車歩行者道整備費	1,320,000

8 土 木 費		交差点整備費	439,000
		バリアフリー安全対策費	160,000
		道路安全施設費	893,100
		自転車通行環境整備費	30,000
	3 河 川 費	河川管理費	32,246
		河川維持修繕費	60,400
		ダム等施設管理費	199,514
		河川改修調査費	11,916
		床上浸水対策事業費	823,000
		調節池等活用内水対策費	46,216
		急傾斜地崩壊対策費	24,000
		水防情報システム整備費	20,000
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	282,738

款	項	事業名	金額
		公共団体区画整理事業県道整備費	48,662
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	791,864
		市街地再開発促進費補助	2,644
		住宅密集地改善促進事業費	7,690
	4 都 市 計 画 費	街路整備費	2,175,334
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	749,706
		公園等施設管理費	266,621
		公園等施設整備費	2,336,483
		新たな森建設費	905,734
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	1,881,457
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	303,805

10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校建物等維持管理費	61,378
		県立学校大規模改修費	1,584,843
	4 高 等 学 校 費	産業教育設備費	12,626
		県立高等学校実験実習棟改築費	219,372
11 災 害 復 旧 費	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	平成 2 9 年発生土木施設災害復旧費	273,565

変 更

(単 位 千 円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	治 山 事 業 費	44,850	治 山 事 業 費	195,413
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	529,095	かんがい排水事業費	1,133,795
		ほ場整備事業費	171,900	ほ場整備事業費	424,900
		農地防災事業費	209,160	農地防災事業費	519,260
2 道 路 橋 り よ う 費	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	605,000	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	1,052,000	
	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	833,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	1,891,000	
	道 路 改 築 費	70,000	道 路 改 築 費	1,885,927	
	社会資本整備総合交付金 (改 築) 事 業 費	1,276,000	社会資本整備総合交付金 (改 築) 事 業 費	4,799,305	
	橋 り よ う 修 繕 費	944,000	橋 り よ う 修 繕 費	6,052,000	

8 土 木 費		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	345,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	599,000
		橋りょう架換費	120,000	橋りょう架換費	245,000
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	66,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	396,000
	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	217,000	排水機場等維持修繕費	453,503
		放置船舶対策費	40,000	放置船舶対策費	60,073
		河川改修費	210,596	河川改修費	2,766,457
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	6,200,209	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	8,688,156
		河川施設震災対策費	306,755	河川施設震災対策費	448,630
		川の国埼玉はつらつ プロジェクト推進費	68,000	川の国埼玉はつらつ プロジェクト推進費	553,500
		砂防施設費	10,000	砂防施設費	135,500

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		社会資本整備総合交付金 (砂 防) 事 業 費	260,000	社会資本整備総合交付金 (砂 防) 事 業 費	491,300
		社会資本整備総合交付金 (急 傾 斜 地) 事 業 費	100,000	社会資本整備総合交付金 (急 傾 斜 地) 事 業 費	161,000
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	118,000	社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	674,854

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
種 苗 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	150,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	197,000	同	上	同
都 市 環 境 整 備 事 業	89,000	同	上	同
平 成 2 9 年 度 減 収 補 填 債	18,876,000	同	上	同

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	66,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	58,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	5,160,000	同	上	同	上	4,671,000	(同)	上
試験研究機関等設備整備事業	51,000	同	上	同	上	50,000	(同)	上
緑の森博物館用地購入事業	48,000	同	上	同	上	23,000	(同)	上

身近な緑公有地化事業	56,000	同	上	同	上	同	上	47,000	(同 上)
広域廃棄物埋立処分場整備事業	120,000	同	上	同	上	同	上	0	
防災学習センター施設整備事業	534,000	同	上	同	上	同	上	524,000	(補正前に同じ。)
防災行政無線高度化推進事業	1,082,000	同	上	同	上	同	上	0	
消防学校施設整備事業	86,000	同	上	同	上	同	上	85,000	(補正前に同じ。)
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上	8,000	(同 上)
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,741,000	同	上	同	上	同	上	1,582,000	(同 上)
老人福祉施設整備事業	5,989,000	同	上	同	上	同	上	5,961,000	(同 上)
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上	83,000	(同 上)
児童福祉施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上	108,000	(同 上)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県民健康福祉村 改修事業	43,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすることが できる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	42,000				(補正前に同じ。)
農業技術研究センター 施設整備事業	134,000	同	上	同	上	124,000			(同 上)
茶業研究所 施設整備事業	209,000	同	上	同	上	125,000			(同 上)
秩父高原牧場 基盤整備事業	75,000	同	上	同	上	65,000			(同 上)

造 林 事 業	41,000	同	上	同	上	同	上	32,000	(同 上)
県 単 独 林 道 事 業	118,000	同	上	同	上	同	上	123,000	(同 上)
林 道 事 業	254,000	同	上	同	上	同	上	219,000	(同 上)
治 山 事 業	124,000	同	上	同	上	同	上	102,000	(同 上)
地 す べ り 防 止 事 業	50,000	同	上	同	上	同	上	49,000	(同 上)
県 単 独 農 業 基 盤 整 備 事 業	637,000	同	上	同	上	同	上	632,000	(同 上)
農 業 基 盤 整 備 事 業	1,317,000	同	上	同	上	同	上	1,162,000	(同 上)
直 轄 事 業 (土 地 改 良) 負 担 金	402,000	同	上	同	上	同	上	315,000	(同 上)
産 業 文 化 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	20,000	同	上	同	上	同	上	5,000	(同 上)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県単独道路建設事業	20,861,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	20,832,000		(補正前に同じ。)	
道 路 事 業	6,747,000	同	上	同	上	6,500,000	(同	上)
県単独河川改修事業	6,744,000	同	上	同	上	6,738,000	(同	上)
河 川 事 業	6,085,000	同	上	同	上	5,684,000	(同	上)
砂 防 事 業	457,000	同	上	同	上	456,000	(同	上)

直轄事業負担金	13,189,000	同	上	同	上	同	上	10,947,000	(同	上)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 出資金	20,000	同	上	同	上	同	上	12,000	(同	上)
県単独街路事業	3,219,000	同	上	同	上	同	上	3,108,000	(同	上)
街路事業	1,628,000	同	上	同	上	同	上	1,588,000	(同	上)
県単独公園事業	13,868,000	同	上	同	上	同	上	12,906,000	(同	上)
公園事業	520,000	同	上	同	上	同	上	978,000	(同	上)
警察署等 低公害車整備事業	157,000	同	上	同	上	同	上	151,000	(同	上)
警察署庁舎建設事業	3,244,000	同	上	同	上	同	上	3,278,000	(同	上)
交通安全施設整備事業	1,610,000	同	上	同	上	同	上	1,374,000	(同	上)
県立高等学校建設事業	5,268,000	同	上	同	上	同	上	5,565,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校建設事業	533,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,752,000		(補正前に同じ。)	
社会教育施設整備事業	567,000	同	同上	同上	489,000		(同上)	
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	229,000	同	同上	同上	173,000		(同上)	
史跡整備事業	4,000	同	同上	同上	3,000		(同上)	
土木施設災害復旧事業	108,000	同	同上	同上	91,000		(同上)	

水道用水供給事業 出資	5,553,000	同	上	同	上	同	上	4,919,000	(同	上)
臨時財政対策債	134,200,000	同	上	同	上	同	上	133,282,000	(同	上)

平成29年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県公債費特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,314,592千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,651,810千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		313,196,218	8,314,592	321,510,810
	1 一般会計繰入金	189,891,804	8,362,718	198,254,522
	2 特別会計繰入金	1,706,414	48,126	1,658,288
歳入合計		532,337,218	8,314,592	540,651,810

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		532,337,218	8,314,592	540,651,810
	1 公債費	532,337,218	8,314,592	540,651,810
歳出合計		532,337,218	8,314,592	540,651,810

平成29年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,773千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,812,199千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		17,599,425	212,773	17,812,198
	1 証紙収入	17,599,425	212,773	17,812,198
歳入合計		17,599,426	212,773	17,812,199

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		17,591,426	212,773	17,804,199
	1 一般会計繰出金	17,591,426	212,773	17,804,199
歳 出 合 計		17,599,426	212,773	17,812,199

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ839,862千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,882,731千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		29,311	3,168	32,479
	1 財産運用収入	29,311	3,168	32,479
2 繰入金		7,500,000	842,398	6,657,602
	1 基金繰入金	7,500,000	842,398	6,657,602
4 諸収入		6,193,281	632	6,192,649
	1 貸付金元利収入	6,193,281	632	6,192,649
歳入合計		13,722,593	839,862	12,882,731

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,722,593	839,862	12,882,731
	1 市町村振興事業費	13,722,593	839,862	12,882,731
歳 出	合 計	13,722,593	839,862	12,882,731

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418,971千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		13,656	1,106	14,762
	1 財産運用収入	13,656	1,106	14,762
歳入合計		417,865	1,106	418,971

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		417,865	1,106	418,971
	2 基金積立金	13,657	1,106	14,763
歳 出 合 計		417,865	1,106	418,971

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,914千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		19,391	6,000	13,391
	1 繰入金	30	30	0
	2 繰越金	1	1	0
	3 諸収入	19,360	5,969	13,391

2 就農支援資金業務勘定収入		372	83	289
	1 繰入金	332	217	115
	2 繰越金	38	134	172
3 農業改良資金貸付勘定収入		9,449	1,524	7,925
	1 繰越金	9,449	1,524	7,925
4 農業改良資金業務勘定収入		1,309	0	1,309
	1 繰入金	1,057	1,057	0
	2 繰越金	248	1,057	1,305
歳入合計		30,521	7,607	22,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		19,391	6,000	13,391
	1 就農支援資金貸付費	19,391	6,000	13,391
2 就農支援資金業務勘定		372	83	289
	1 管理指導事務費	362	83	279
3 農業改良資金貸付勘定		9,449	1,524	7,925
	1 農業改良資金貸付費	9,449	1,524	7,925
歳 出	合 計	30,521	7,607	22,914

平成29年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752,106千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,268,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		511,258	24,605	535,863
	1 財産運用収入	43,566	24,605	68,171
2 繰入金		1,509,490	776,920	732,570
	1 繰入金	1,509,490	776,920	732,570

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	209	210
	1 繰越金	1	209	210
歳入合計		2,020,750	752,106	1,268,644

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		2,020,750	752,106	1,268,644
	1 用地事業費	2,020,750	752,106	1,268,644
歳出合計		2,020,750	752,106	1,268,644

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 用 地 事 業 費	1 用 地 事 業 費	用地購入費	70,058

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,093,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,245,043	144,797	8,100,246
	1 住宅使用料	8,245,043	144,797	8,100,246

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,466,624	136,709	1,329,915
	1 国庫補助金	1,466,624	136,709	1,329,915
3 財産収入		40,158	1,494	41,652
	1 財産運用収入	40,158	1,494	41,652
4 繰入金		1,072,298	180,496	891,802
	1 繰入金	1,072,298	180,496	891,802
5 繰越金		1	218,666	218,667
	1 繰越金	1	218,666	218,667
6 諸収入		20,354	5,596	25,950
	2 雑収入	20,321	5,596	25,917
7 県債		1,524,000	39,000	1,485,000
	1 県債	1,524,000	39,000	1,485,000
歳入合計		12,368,478	275,246	12,093,232

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		8,677,492	269,827	8,407,665
	1 住宅管理費	5,760,820	75,470	5,685,350
	2 住宅建設費	2,916,672	194,357	2,722,315
2 繰出金		2,615,855	33,509	2,649,364
	1 繰出金	2,615,855	33,509	2,649,364
3 公債費		1,065,131	38,928	1,026,203
	1 公債費	1,065,131	38,928	1,026,203
歳出合計		12,368,478	275,246	12,093,232

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成25年度 公営住宅建設費	1,115,509	平成25年度	44,546	1,103,233	平成25年度	44,546
				平成26年度	77,310		平成26年度	77,310
				平成27年度	484,902		平成27年度	484,902
				平成28年度	437,407		平成28年度	437,407
				平成29年度	71,344		平成29年度	59,068
		平成26年度 公営住宅建設費	2,764,697	平成26年度	90,170	2,708,019	平成26年度	90,170
				平成27年度	667,872		平成27年度	667,872
				平成28年度	1,813,093		平成28年度	1,813,093
				平成29年度	193,562		平成29年度	136,884

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成27年度 公営住宅建設費	3,449,938	平成27年度	93,381	3,408,832	平成27年度	93,381
				平成28年度	1,129,398		平成28年度	1,129,398
				平成29年度	1,834,309		平成29年度	1,793,203
				平成30年度	392,850		平成30年度	392,850
		平成28年度 公営住宅建設費	1,323,791	平成28年度	74,572	1,322,923	平成28年度	74,572
				平成29年度	255,110		平成29年度	254,242
				平成30年度	650,248		平成30年度	650,248
				平成31年度	343,861		平成31年度	343,861
		平成29年度 公営住宅建設費	2,872,013	平成29年度	159,537	2,823,235	平成29年度	110,759
				平成30年度	1,135,378		平成30年度	1,135,378
				平成31年度	1,161,264		平成31年度	1,161,264
				平成32年度	415,834		平成32年度	415,834

		平成28年度		平成28年度	27,716		平成28年度	27,716
		公営住宅		平成29年度	240,034		平成29年度	229,828
		団地再生	1,350,220	平成30年度	890,577	1,340,014	平成30年度	890,577
		事業費		平成31年度	191,893		平成31年度	191,893

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	借上型県営住宅整備事業費	27,432
		平成29年度公営住宅解体事業費	34,981

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,524,000	普通貸借は行 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,485,000	(補正前に同じ。)

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,113千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,354千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1	5,708	5,709
	1 財産運用収入	1	5,708	5,709
2 繰入金		571,316	△120,306	451,010
	1 繰入金	571,316	△120,306	451,010
3 繰越金		1	28,403	28,404
	1 繰越金	1	28,403	28,404

4 諸 収 入		47,149	11,082	58,231
	1 貸付金元利収入	46,764	8,965	55,729
	3 雑 入	373	2,117	2,490
歳 入 合 計		618,467	△75,113	543,354

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		618,467	△75,113	543,354
	1 高等学校等奨学金事業費	618,467	△75,113	543,354
歳 出 合 計		618,467	△75,113	543,354

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311,381千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,299,338千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		43,185	9,718	33,467
	1 入 場 料 収 入	43,184	9,718	33,466
2 投 票 券 発 売 収 入		29,095,648	3,639,647	25,456,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,039,647	3,639,647	25,400,000
3 財 産 収 入		235,702	1,692	237,394
	1 財 産 運 用 収 入	235,701	1,692	237,393

4 繰越金		2	3,036,753	3,036,755
	1 繰越金	2	3,036,753	3,036,755
5 諸収入		236,182	299,539	535,721
	2 収益事業収入	1	299,999	300,000
	3 雑収入	236,180	460	235,720
歳入合計		29,610,719	311,381	29,299,338

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		217,477	1,692	219,169
	1 公営競技総務費	217,477	1,692	219,169
2 公営競技事業費		29,042,610	3,559,361	25,483,249
	1 公営競技事業費	29,042,610	3,559,361	25,483,249
3 繰 出 金		344,632	3,246,288	3,590,920
	1 繰 出 金	344,632	3,246,288	3,590,920
歳 出 合 計		29,610,719	311,381	29,299,338

平成29年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	443,565 千円	198,562 千円	245,003 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	2,029,080	7,478	2,021,602
第1項 営業収益	1,724,671	7,478	1,717,193

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,991,970	52,624	1,939,346
第1項 営業費用	1,712,752	51,073	1,661,679
第3項 特別損失	184,431	1,551	182,880

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	871,464	16,196	855,268
第4項 負担金	38,970	16,196	22,774

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	621,067	198,562	422,505
第1項 建設改良費	479,739	198,562	281,177

(継続費)

第 5 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	106,587	平成26年度	2,001	106,587	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,476		平成28年度	9,476
				平成29年度	16,025		平成29年度	15,534
				平成30年度	26,485		平成30年度	21,335
				平成31年度	25,425		平成31年度	25,643
				平成32年度	7,956		平成32年度	7,956
				平成33年度	10,606		平成33年度	16,029

平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	23,819,915 千円	3,264,544 千円	20,555,371 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	47,461,979	22,954	47,439,025
第1項 営業収益	42,247,252	14,491	42,232,761
第2項 営業外収益	5,152,677	8,463	5,144,214

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,123,547	2,119,855	44,003,692
第1項 営業費用	40,814,915	2,362,967	38,451,948
第2項 営業外費用	4,738,173	291,624	5,029,797
第3項 特別損失	530,459	48,512	481,947

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「17,631,029千円」を「17,499,407千円」に、「1,255,604千円」を「1,082,654千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 16,375,425千円」を「減債積立金 4,264,780千円及び過年度分損益勘定留保資金 12,151,973千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	23,922,938	3,452,289	20,470,649
第1項 建設補助金	4,163,928	212,880	3,951,048
第2項 企業債	11,900,000	2,600,000	9,300,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	7,640,569	634,000	7,006,569
第4項 他 会 計 補 助 金	218,315	5,409	212,906

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	41,553,967	3,583,911	37,970,056
第1項 建 設 改 良 費	25,062,231	3,333,153	21,729,078
第2項 企 業 債 償 還 金	10,592,814	274,933	10,317,881
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		24,175	24,175

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	80,500,267	平成16年度	4,510,469	80,500,267	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	2,464,777		平成27年度	2,464,777
		平成28年度	3,960,079	平成28年度	3,960,079			

款	項	事業名	補正前			補正後		
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			平成29年度	7,103,253		平成29年度	6,450,877
				平成30年度	9,068,752		平成30年度	8,906,343
				平成31年度	4,931,424		平成31年度	5,676,276
				平成32年度	129,511		平成32年度	129,695
				平成33年度	211,272		平成33年度	211,415
				平成34年度	245,190		平成34年度	245,316
				平成35年度	168,947		平成35年度	238,427
		自家用発電設備 整備事業	5,147,573	平成26年度	84,889	5,055,493	平成26年度	84,889
				平成27年度	1,545,311		平成27年度	1,545,311
				平成28年度	2,302,848		平成28年度	2,302,848
				平成29年度	1,214,525		平成29年度	1,122,445
		浄水場備蓄施設 整備事業	6,586,519	平成27年度	168,824	5,565,652	平成27年度	168,824
				平成28年度	1,982,794		平成28年度	1,982,794
				平成29年度	4,120,953		平成29年度	3,100,086
				平成30年度	313,948		平成30年度	313,948

		吉見浄水場拡張 関連整備 (期)事業	5,044,687	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	100,992 592,309 1,224,058 1,497,921 1,629,407	4,180,348	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	100,992 592,309 958,570 248,288 1,028,119 1,247,388 4,682
		水道施設 耐震化事業	29,690,844	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	480,078 1,251,742 1,970,017 2,177,189 4,564,197 5,019,973 5,035,198 4,051,509 5,140,941	28,961,444	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	480,078 1,251,742 1,970,017 1,447,789 1,856,322 4,746,368 5,924,114 5,580,084 5,704,930

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		利根導水路大規模 地震対策事業	1,481,521	平成26年度	33,359	1,481,521	平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533
				平成29年度	266,194		平成29年度	252,432
				平成30年度	314,335		平成30年度	278,361
				平成31年度	217,711		平成31年度	219,201
				平成32年度	96,507		平成32年度	96,507
				平成33年度	128,699		平成33年度	176,945
		行田浄水場 送水電気設備 更新事業	2,252,248	平成27年度	53,167	1,682,409	平成27年度	53,167
				平成28年度	237,000		平成28年度	237,000
				平成29年度	581,000		平成29年度	581,000
				平成30年度	1,381,081		平成30年度	811,242

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額中「 11,900,000 千円」を「 9,300,000 千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第 7 条 予算第 9 条中「 781,281 千円」を「 775,872 千円」に改める。

平成29年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中「13,407,242千円」を「11,397,242千円」に、「13,406,704千円」を「11,396,704千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	14,927,153	2,010,000	12,917,153
第2項 建設準備費	184,691	10,000	174,691
第3項 投資有価証券	4,000,000	2,000,000	2,000,000

(継続費)

第 3 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居スマート	1,797,624	平成28年度	608,942	1,912,559	平成28年度	608,942
		IC西地区		平成29年度	632,140		平成29年度	632,140
		産業団地整備事業		平成30年度	556,542		平成30年度	671,477

平成29年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,562,300 千円	4,287,403 千円	15,274,897 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	51,517,825	248,795	51,269,030
第1項 営業収益	30,560,418	38,296	30,522,122
第2項 営業外収益	20,957,406	210,499	20,746,907

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,494,508	335,808	51,158,700
第1項 営業費用	49,722,578	158,187	49,564,391
第2項 営業外費用	1,710,929	177,621	1,533,308

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「142,984千円」を「50,006千円」に、「過年度分損益勘定留保資金520,584千円」を「建設改良積立金21,037千円、減債積立金298,036千円、過年度分損益勘定留保資金683,551千円」に、「4,590,931千円」を「4,201,869千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	24,932,067	4,492,841	20,439,226
第1項 建設補助金	12,081,516	2,597,516	9,484,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 建設負担金	5,231,883	937,493	4,294,390
第3項 企業債	6,884,000	942,000	5,942,000
第5項 他会計補助金	103,726	15,832	87,894

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	30,186,566	4,492,841	25,693,725
第1項 建設改良費	22,733,039	4,492,841	18,240,198

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,884,000千円」を「5,942,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,872,172千円」を「6,607,545千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

埼玉県議会平成三十年二月定例会において議決された平成三十年度埼玉県一般会計予算並びに平成三十年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成30年度埼玉県一般会計予算

平成30年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,865,760,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	759,000,000
	1 県 民 税	324,125,000
	2 事 業 税	151,358,000
	3 地 方 消 費 税	109,761,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,759,000
	5 県 た ば こ 税	7,268,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,139,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,261,000
	8 軽 油 引 取 税	50,700,863
	9 自 動 車 税	85,601,000
	10 鉱 区 税	4,927
	11 狩 猟 税	22,210
2 地 方 消 費 税 清 算 金		243,233,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	243,233,000

3 地 方 讓 与 税		106,795,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	102,931,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,682,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	181,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		4,196,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,196,000
5 地 方 交 付 税		195,700,000
	1 地 方 交 付 税	195,700,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		1,687,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	1,687,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,847,178
	1 分 担 金	286,472
	2 負 担 金	2,560,706
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28,726,331
	1 使 用 料	18,099,240
	2 手 数 料	10,627,091

款	項	金額
9 国庫支出金		149,697,332
	1 国庫負担金	104,226,974
	2 国庫補助金	41,707,587
	3 委託金	3,762,771
10 財産収入		15,627,463
	1 財産運用収入	6,400,330
	2 財産売却収入	9,227,133
11 寄附金		124,240
	1 寄附金	124,240
12 繰入金		87,346,151
	1 特別会計繰入金	2,174,086
	2 基金繰入金	85,172,065
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		34,598,305
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,093,995

	2 預 金 利 子	4,300
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,486,617
	4 受 託 事 業 収 入	4,001,131
	5 収 益 事 業 収 入	14,328,735
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	10,682,527
15 県 債		235,682,000
	1 県 債	235,682,000
歳 入 合 計		1,865,760,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,214,266
	1 議 会 費	3,214,266
2 総 務 費		87,519,944
	1 総 務 管 理 費	21,967,139
	2 企 画 費	6,015,842
	3 県 民 費	8,803,729
	4 環 境 費	10,192,006
	5 徴 税 費	27,087,677
	6 市 町 村 振 興 費	5,162,421
	7 選 挙 費	908,805
	8 防 災 費	5,661,381
	9 統 計 調 査 費	1,107,350
	10 人 事 委 員 会 費	305,673
11 監 査 委 員 費	307,921	
3 民 生 費		345,343,659
	1 社 会 福 祉 費	254,125,650

	2 児 童 福 祉 費	78,995,680
	3 生 活 保 護 費	11,855,448
	4 災 害 救 助 費	366,881
4 衛 生 費		62,805,827
	1 公 衆 衛 生 費	28,250,191
	2 環 境 衛 生 費	3,707,776
	3 保 健 所 費	3,597,448
	4 医 薬 費	12,282,714
	5 公 営 企 業 支 出 金	14,967,698
5 労 働 費		6,074,958
	1 労 政 費	2,186,279
	2 職 業 訓 練 費	3,726,665
	3 労 働 委 員 会 費	162,014
6 農 林 水 産 業 費		23,437,726
	1 農 業 費	8,485,249
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	449,729
	3 畜 産 業 費	1,088,635

款	項	金額
	4 林業費	4,460,511
	5 農地費	8,953,602
7 商工費		25,056,223
	1 商工業費	24,804,675
	2 観光費	251,548
8 土木費		114,723,377
	1 土木管理費	10,939,749
	2 道路橋りょう費	48,397,391
	3 河川費	28,877,566
	4 都市計画費	25,335,095
	5 住宅費	1,173,576
9 警察費		150,396,249
	1 警察管理費	137,832,798
	2 警察活動費	12,563,451
10 教育費		489,338,615
	1 教育総務費	61,331,190

	2 小 学 校 費	138,361,690
	3 中 学 校 費	83,182,716
	4 高 等 学 校 費	105,367,224
	5 特 别 支 援 学 校 費	41,225,334
	6 大 学 費	2,225,372
	7 私 立 学 校 費	51,748,936
	8 社 会 教 育 費	4,707,108
	9 保 健 体 育 費	1,189,045
11 災 害 復 旧 費		24,452
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	14,902
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,550
12 公 債 費		279,949,393
	1 公 債 費	279,949,393
13 諸 支 出 金		277,375,311
	1 公 営 企 業 支 出 金	15,188,311
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	104,433,000
	3 所 得 割 交 付 金	5,000,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	1,700,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,207,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,491,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	124,339,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,577,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,491,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,948,000
	11 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,865,760,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	運転免許センター設備改修費	1,736,390	平成30年度	404,625
				平成31年度	1,331,765
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(平成30年度着工分)	585,084	平成30年度	117,019
				平成31年度	468,065
	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費(平成30年度着工分)	2,504,680	平成30年度	631,366
平成31年度				841,061	
				平成32年度	1,032,253
	5 特別支援学校費	県南部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費	4,301,383	平成30年度	199,516
				平成31年度	1,449,611
				平成32年度	2,652,256

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成30年度発行分)	平成30年度から 平成40年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
給与管理システム再構築事業	平成31年度から 平成32年度まで	499,026
議事堂設備改修事業	平成31年度	150,050
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(平成30年度融資分)	平成31年度から 平成45年度まで	73,554

私立学校振興資金融資損失補償（平成30年度融資分）	平成30年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額について、当該貸付額の100分の 10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成40年度まで	44,175
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成30年 度融資分）	平成31年度から 平成50年度まで	319,147
新型インフルエンザ対策事業	平成31年度	291,380
無担保無保証人資金損失補償（平成13年度保証分・ 平成30年度損失補償対象期間延長分）	平成30年度から 平成38年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことに よって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し た額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成48年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成48年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成30年度保証分)</p>	<p>平成30年度から平成45年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあっては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償(平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

<p>企業活力強化資金損失補償（平成15年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成30年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成30年度保証分）</p>	<p>平成30年度から平成48年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、</p>

事 項	期 間	限 度 額
		第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額
事業資金損失補償(平成18年度保証分・平成30年度損失補償対象期間延長分)	平成30年度から平成38年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
借換資金損失補償(平成30年度保証分)	平成30年度から平成48年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を

		<p>利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成30年度保証分）</p>	<p>平成30年度から平成45年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成30年度融資分）</p>	<p>平成31年度から平成45年度まで</p>	<p>3,026,743</p>

事 項	期 間	限 度 額
勤労者支援資金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度から 平成36年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成30年度契約分）	平成31年度から 平成32年度まで	1,355,541
農地利用集積事業資金損失補償（平成30年度融資分）	平成30年度から 平成41年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成51年度まで	122,855
農業災害復旧経営資金利子補助（平成30年度融資分）	平成31年度から 平成37年度まで	1,170

<p>農業災害復旧経営資金損失補償（平成30年度融資分）</p>	<p>平成30年度から 平成37年度まで</p>	<p>農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額</p>
<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成30年度借入分）</p>	<p>平成30年度から 平成31年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>かんがい排水事業</p>	<p>平成31年度</p>	<p>288,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成30年度取得分）</p>	<p>平成31年度から 平成40年度まで</p>	<p>1,344,556</p>

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成30年度借入分）	平成30年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築	平成31年度	70,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成31年度から平成32年度まで	1,480,000
橋りょう修繕	平成31年度	180,000
橋りょう架換	平成31年度	20,000

社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成 3 1 年 度	340,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成 3 1 年 度	1,577,000
急傾斜地崩壊対策	平成 3 1 年 度	40,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	平成 3 1 年 度	50,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 3 1 年 度 から 平成 3 2 年 度 まで	1,300,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 3 0 年度建設分）	平成 3 1 年 度 から 平成 5 4 年 度 まで	865,988

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（平成30年度契約分）	平 成 3 1 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	33,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	300,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	3,855,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	56,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	49,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	69,000	同上	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	123,000	同上	同上	同上
防災ヘリコプター整備事業	181,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線高度化推進事業	2,667,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消防学校施設整備事業	5,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同上	同上	同上
旧彩の国いきがい大学東松山学園解体事業	55,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	870,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,930,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	78,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	280,000	同上	同上	同上

児童相談所整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
救護施設整備事業	282,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	14,000	同	上	同	上	同	上
地域医療教育センター設備整備事業	34,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農林公園施設整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	167,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	52,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	280,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
林道事業	256,000	同上	同上	同上
県単自治山事業	315,000	同上	同上	同上
治山事業	105,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	34,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	894,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	1,051,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	389,000	同上	同上	同上

産業文化センター施設整備事業	463,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	57,000	同	上	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	77,000	同	上	同	上	同	上
県土整備事務所改修事業	5,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	21,464,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	211,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,323,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,912,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	6,562,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	4,316,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独砂防事業	518,000	同上	同上	同上
砂防事業	359,000	同上	同上	同上
都市環境整備事業	661,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	3,575,000	同上	同上	同上
街路事業	1,650,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	77,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	6,701,000	同上	同上	同上

公園事業	843,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	400,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	193,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	5,227,000	同	上	同	上	同	上
警察活動設備整備事業	161,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,356,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	2,300,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	7,998,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	1,855,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	1,042,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	216,000	普通貸借又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を 含む。）。ただし、発行価格が 額面金額を下回るときは、そ の発行価格差減額をうめるた め必要な金額を限度額に加算 した金額とすることができる。	10%以内。ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後の 利率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
史跡整備事業	3,000	同 上	同 上	同 上
水道用水供給事業出資金	3,705,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	131,300,000	同 上	同 上	同 上

平成30年度埼玉県公債費特別会計予算

平成30年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,772,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		333,849,639
	1 一 般 会 計 繰 入 金	198,695,726
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,670,913
	3 基 金 繰 入 金	133,483,000

款	項	金額
2 県 債		236,923,000
	1 県 債	236,923,000
歳 入	合 計	570,772,639

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公 債 費		570,772,639
	1 公 債 費	570,772,639
歳 出	合 計	570,772,639

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成15年度、平成20年度 及び平成25年度発行 県債償還金	235,847,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成20年度発行県債償還金	1,076,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成30年度埼玉県証紙特別会計予算

平成30年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,906,686千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		18,906,685
	1 証 紙 収 入	18,906,685
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	18,906,686

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		18,897,686
	1 一 般 会 計 繰 出 金	18,897,686
2 返 還 金		9,000
	1 返 還 金	9,000
歳 出 合 計		18,906,686

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,650,049千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		27,537
	1 財 産 運 用 収 入	27,537
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,122,511

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,122,511
歳 入	合 計	13,650,049

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,650,049
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,650,049
歳 出	合 計	13,650,049

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ778,883千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		302,298
	1 国 庫 負 担 金	302,298
2 財 産 収 入		14,284
	1 財 産 運 用 収 入	14,284
3 繰 入 金		462,299
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,000
	2 基 金 繰 入 金	302,299

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		778,883

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		778,883
	1 救助費	604,598
	2 基金積立金	174,285
歳出合計		778,883

平成30年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,010千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		23,963
	1 繰 入 金	23,963
2 繰 越 金		313,017
	1 繰 越 金	313,017
3 諸 収 入		466,030
	1 貸 付 金 元 利 収 入	462,830
	2 預 金 利 子	22

	3 雜	入	3,178	
歲	入	合	計	803,010

歲 出

(單位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			803,010	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		803,010	
歲	出	合	計	803,010

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ626,858,569千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		199,448,590
	1 負 担 金	199,448,590
2 国 庫 支 出 金		171,342,047
	1 国 庫 負 担 金	131,445,641
	2 国 庫 補 助 金	39,896,406
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		2,288,239
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	2,288,239

4 前期高齢者交付金		209,421,033
	1 前期高齢者交付金	209,421,033
5 共同事業交付金		725,933
	1 共同事業交付金	725,933
6 財産収入		58,280
	1 財産運用収入	58,280
7 繰入金		43,574,268
	1 一般会計繰入金	42,259,334
	2 基金繰入金	1,314,934
8 諸収入		179
	1 雑収入	179
歳入合計		626,858,569

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,910
	1 総 務 管 理 費	8,188
	2 運 営 協 議 会 費	1,722
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		492,697,965
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	492,697,965
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		96,540,633
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	96,540,633
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		428,654
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	428,654
5 介 護 納 付 金		34,603,841
	1 介 護 納 付 金	34,603,841
6 病 床 転 換 支 援 金 等		606

	1 病床轉換支援金等	606
7 共同事業拠出金		726,625
	1 共同事業拠出金	726,625
8 保健事業費		995
	1 保健事業費	995
9 基金積立金		1,849,340
	1 基金積立金	1,849,340
歳出	合計	626,858,569

平成30年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成30年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,873千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,284
	1 繰 入 金	5,284
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		144,589
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	144,576
	3 雑 入	3
歳 入	合 計	251,873

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		249,873
	1 資 金 貸 付 費	249,873
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		251,873

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,020千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		20,064
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	20,033
2 就農支援資金業務勘定収入		300
	1 繰 入 金	260
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		6,559
	1 繰越金	6,559
4 農業改良資金業務勘定収入		1,097
	1 繰入金	845
	2 繰越金	248
	3 諸収入	4
歳入	合計	28,020

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		20,064
	1 就農支援資金貸付費	20,064
2 就農支援資金業務勘定		300
	1 管理指導事務費	290
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		6,559
	1 農業改良資金貸付費	6,559
4 農業改良資金業務勘定		1,097
	1 管理指導事務費	1,037
	2 予備費	60
歳 出	合 計	28,020

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,330千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		24,670
	1 繰 入 金	20
	2 繰 越 金	14,205
	3 諸 収 入	10,445
2 業 務 勘 定 収 入		660
	1 繰 越 金	600
	2 諸 収 入	60
歳 入	合 計	25,330

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		24,670
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	24,670
2 業 務 勘 定		660
	1 管 理 指 導 事 務 費	640
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		25,330

平成30年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成30年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,945千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		672
	1 財 産 運 用 収 入	672
2 繰 入 金		8,396
	1 繰 入 金	8,396
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		36,876

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,875
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	45,945

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		44,945
	1 本多静六博士育英事業費	44,945
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	45,945

平成30年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成30年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,664,279千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		664,029
	1 財 産 運 用 収 入	63,493
	2 財 産 売 払 収 入	600,536
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		1,664,279

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,664,279
	1 用地事業費	1,664,279
歳出合計		1,664,279

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,733,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,201,364
	1 住 宅 使 用 料	8,201,364

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,686,618
	1 国 庫 補 助 金	1,686,618
3 財 産 収 入		47,451
	1 財 産 運 用 収 入	47,451
4 繰 入 金		880,284
	1 繰 入 金	880,284
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		22,242
	1 敷 金 運 用 収 入	81
	2 雑 入	22,161
7 県 債		1,896,000
	1 県 債	1,896,000
歳 入	合 計	12,733,960

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,520,024
	1 住 宅 管 理 費	6,002,253
	2 住 宅 建 設 費	3,517,771
2 繰 出 金		2,100,706
	1 繰 出 金	2,100,706
3 公 債 費		1,103,230
	1 公 債 費	1,103,230
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,733,960

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成30年度公営住宅建設費	3,055,263	平成30年度	169,024
				平成31年度	642,923
				平成32年度	1,528,855
				平成33年度	714,461

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,896,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,921
	1 財 産 運 用 収 入	15,921
2 繰 入 金		623,079
	1 繰 入 金	623,079

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		51,160
	1 貸付金元利収入	50,773
	2 預金利子	13
	3 雑入	374
歳入合計		690,161

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		690,161
	1 高等学校等奨学金事業費	690,161
歳出合計		690,161

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成30年度保証分）	平成30年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,671,856千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		42,147
	1 入 場 料 収 入	42,146
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,023,671
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,967,670
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		235,817

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 收 入	235,816
	2 財 產 売 払 收 入	1
4 繰 入 金		124,200
	1 繰 入 金	124,200
5 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
6 諸 収 入		246,019
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	246,017
歳 入	合 計	29,671,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		212,374
	1 公 営 競 技 総 務 費	212,374
2 公 営 競 技 事 業 費		29,124,747
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,124,747
3 繰 出 金		328,735
	1 繰 出 金	328,735
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,671,856

平成30年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	343床
がんセンター	503床
小児医療センター	316床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	93,601人	72,043人
がんセンター	141,465	203,362
小児医療センター	95,666	135,786
精神医療センター	53,436	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	256 人	295 人
が ん セ ン タ ー	388	834
小 児 医 療 セ ン タ ー	262	557
精 神 医 療 セ ン タ ー	146	126

3 主なる建設改良事業

795,961 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費752,755千円の財源に充てるため、企業債722,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	56,605,782 千円
第1項 医業収益	41,299,988 千円
第2項 医業外収益	15,121,483 千円
第3項 特別利益	184,311 千円

支 出

第1款	病院事業費用	60,392,368 千円
第1項	医業費用	58,318,688 千円
第2項	医業外費用	1,290,124 千円
第3項	特別損失	763,556 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,220,224千円は、過年度分損益勘定留保資金2,220,224千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	3,059,863 千円
第1項	企業債	637,000 千円
第2項	他会計負担金	2,374,604 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	48,256 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	5,280,087 千円
第1項 建設改良費	795,961 千円
第2項 企業債償還金	4,484,126 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小児医療センター旧病院解体事業	平成 31 年 度	805,351
循環器・呼吸器病センター医療情報システム開発	平成 31 年 度	680,819

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限 度 額 1,359,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

25,504,105 千円

(2) 交 際 費

800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,811,239千円と定める。

平成30年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	150 社
(2) 年間総給水量	67,014,000 m ³
(3) 一日平均給水量	183,600 m ³
(4) 主なる建設改良事業	656,197 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,897,672 千円
第1項 営業収益		1,697,705 千円
第2項 営業外収益		173,918 千円
第3項 特別利益		26,049 千円
	支	出
第1款 事業費		1,829,134 千円

第1項	営業費用	1,675,389千円
第2項	営業外費用	71,159千円
第3項	特別損失	78,586千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額352,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,444千円、建設改良積立金180,000千円、減債積立金145,620千円及び過年度分損益勘定留保資金1,181千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		487,078千円
第1項	建設補助金		96,000千円
第2項	長期貸付金償還金		305,000千円
第3項	他会計補助金		876千円
第4項	負担金		85,200千円
第5項	固定資産売却代金		1千円
第6項	雑収入		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		839,323千円

第1項 建設改良費

693,703 千円

第2項 企業債償還金

145,620 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成31年度から 平成32年度まで	22,000
大久保浄水場中央系監視制御システム更新工事	平成31年度	73,000
柿木浄水場2系電気設備更新工事	平成31年度	527,000
柿木浄水場草加柿木地区産業団地線配水管布設工事	平成31年度	91,000

事 項	期 間	限 度 額
柿木浄水場1系取水ポンプ弁類更新工事	平成31年度	9,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	281,517 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,916千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,170千円と定める。

平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,389,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,729,833 m ³
(4) 主なる建設改良事業	18,602,522 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,595,142 千円
第1項 営業収益			42,340,651 千円
第2項 営業外収益			5,207,853 千円
第3項 特別利益			46,638 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,559,435 千円

第1項	営業費用	41,226,182 千円
第2項	営業外費用	4,646,615 千円
第3項	特別損失	646,638 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,663,789千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額901,285千円及び過年度分損益勘定留保資金15,762,504千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	18,869,342 千円
第1項	建設補助金	4,691,955 千円
第2項	企業債	8,400,000 千円
第3項	他会計出資金	5,554,531 千円
第4項	他会計補助金	220,806 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	2,049 千円

支 出

第1款	資本的支出	35,533,131 千円
第1項	建設改良費	19,769,765 千円
第2項	企業債償還金	10,314,888 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	305,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,103,478 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成31年度から 平成32年度まで	706,000
吉見浄水場運転管理等業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	1,097,630
大久保浄水場中央系監視制御システム更新工事	平成31年度	313,000
庄和浄水場浄水池循環ポンプ設置工事	平成31年度	153,000

事 項	期 間	限 度 額
水質管理センター空調設備更新工事	平成31年度	336,000
上赤坂中継ポンプ所2系電気設備更新工事	平成31年度	372,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 8,400,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,428,505 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、725,898千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、32,510千円と定める。

平成30年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設改良事業

16,189,685 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			1,068,402 千円
第1項	営業収益			713,902 千円
第2項	営業外収益			59,805 千円
第3項	特別利益			294,695 千円
		支	出	
第1款	事業費			763,795 千円
第1項	営業費用			743,651 千円
第2項	営業外費用			143 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,363,872千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,435千円及び過年度分損益勘定留保資金15,344,437千円で補填するものとする。)。

		収	入
第1款	資本的収入		1,564,766千円
第1項	長期貸付金償還金		1,520,225千円
第2項	他会計補助金		1,128千円
第3項	固定資産売却代金		1千円
第4項	雑収入		43,412千円
		支	出
第1款	資本的支出		16,928,638千円
第1項	建設改良費		16,416,144千円
第2項	建設準備費		312,494千円
第3項	予備費		200,000千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	松伏・田島地区産業団地整備事業	6,569,962	平成 30 年度	3,201,562
				平成 31 年度	1,806,400
				平成 32 年度	1,562,000
		川越増形地区産業団地整備事業	6,549,814	平成 30 年度	5,546,814
	平成 31 年度	1,003,000			
	行田富士見工業団地拡張地区産業 団地整備事業	1,651,086	平成 30 年度	1,088,941	
			平成 31 年度	337,220	
			平成 32 年度	224,925	
	嵐山花見台工業団地拡張地区産業 団地整備事業	1,286,697	平成 30 年度	686,897	
			平成 31 年度	338,000	
			平成 32 年度	261,800	

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業団地整備環境影響評価業務委託	平成31年度	58,970

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 500,564 千円
(2) 交 際 費 298 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,988千円である。

平成30年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	662,605,670 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,815,358 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,160,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,891,731 千円
第1項 営業収益		30,714,544 千円
第2項 営業外収益		21,177,186 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,838,550 千円
第1項	営 業 費 用	50,208,898 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,568,651 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,304,269千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,485千円、過年度分損益勘定留保資金648,795千円及び当年度分損益勘定留保資金4,603,989千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,715,713 千円
第1項	建 設 補 助 金	11,959,484 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,288,060 千円
第3項	企 業 債	6,811,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	556,171 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	100,951 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	46 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,019,982 千円
第1項 建設改良費	22,739,331 千円
第2項 企業債償還金	7,280,651 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	6,262,000
荒川左岸北部流域下水道事業(平成30年度契約分)	平成31年度	369,000
荒川右岸流域下水道事業(平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	5,598,000
中川流域下水道事業(平成30年度契約分)	平成31年度から 平成32年度まで	2,157,000

古利根川流域下水道事業（平成30年度契約分）	平成31年度	577,000
荒川上流流域下水道事業（平成30年度契約分）	平成31年度	65,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 6,811,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,272,510 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,780,068千円である。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年12月1日（土）から平成35年11月30日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 神久、若林、秋葉 電話 048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月30日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月29日（火）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月29日（火）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成30年5月30日（水）午前10時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月15日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年4月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 4,821 personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., May 30, 2018

By registered mail or in person: 4:00 p.m., May 29, 2018

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第三百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

第4次県庁LANシステム構成機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成36年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- (6) 国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において、平成25年4月以降に本調達案件と同等のネットワークを構築し、かつ、同月以降に本調達案件と同等のネットワークの運用管理業務を受託した実績を有する者であること。
- (7) 納入しようとする物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (8) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。
- (9) 平成29年度に「埼玉県次期県庁LAN基本設計業務」を受注した者及びその関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5項の関連会社をいう。）でないこと（詳細は入札説明書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 中村、諸橋、若林 電話 048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月16日（水）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月15日（火）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月15日（火）午後4時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成30年5月16日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月8日（火）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年4月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease and Management of the 4th Prefectural LAN System Equipment

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:00 a.m., Wednesday, May 16, 2018

By registered mail or in person: 4:00 p.m., Tuesday, May 15, 2018

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

療育手帳交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ ㊟

下記のとおり申請します。

申請事由（該当する数字を○で囲んでください。）

10 新規	11 県内転入（転入前 都道府県・市）	12 再判定
-------	---------------------	--------

本人氏名・住所等

個人番号																				
フリガナ												性別	1 男・ 2 女							
氏名												生年月日	年 月 日							
住所	都道府県 市 郡																			
	コード																			
電話番号	()																			

参考事項（該当する数字を○で囲み、所要事項を記入してください。）

① 現在までに児童相談所又は知的障害者更生相談所で相談・診断・判定を受けたことがありますか。
 1 はい（ 年 月頃・場所_____）
 2 いいえ

② 施設に入所等していますか。
 1 はい（就労・就学・入所・通所施設名_____）
 2 いいえ

③ 特別児童扶養手当又は障害基礎年金を受給していますか。
 1 はい（1級・2級）
 2 申請中 3 いいえ

④ 身体障害者手帳をお持ちですか。
 1 はい（手帳番号_____都道府県・市 第_____号）
 2 申請中 3 いいえ

注意事項 記名押印に代えて署名することができます。

交付機関
受 付

判定機関
受 付

市 町 村
受 付

保護者氏名・住所等

フリガナ												続柄	1 父母 2 兄弟姉妹 3 祖父母 4 おじおば 5 施設長 6 雇用主 7 その他（ ）						
氏名																			
生年月日	年 月 日																		
住所	都道府県 市 郡																		
	コード																		
電話番号	()																		

療育手帳交付番号（再判定の場合は記入してください。）

手帳番号	埼玉県第 _____ 号	交付年月日	年 月 日	等級	
------	--------------	-------	-------	----	--

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

療育手帳交付届出書

(宛先)
埼玉県知事

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ (印)

下記のとおり届け出ます。

届出事由（該当する数字を○で囲んでください。）

再交付	13（紛失） 14（破損） 15（その他）	手帳作成
内容変更	06（本人氏名） 07（本人住所） 08（保護者） 09（保護者住所）	
返還	20（県外転出） 転出先 都道府県・市 21（死亡） 22（非該当） 23（その他）	必要 不要

本人氏名・住所等

個人番号	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									
フリガナ	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									
氏名	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ 生年月日 年 月 日									
住所	都道府県 市 郡									
	コード _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									
電話番号	() _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									

手帳番号	埼玉県第	号	交付年月日	年 月 日
------	------	---	-------	-------

参考事項（該当する数字を○で囲み、所要事項を記入してください。）

① 施設に入所等していますか。 1 はい（就労・就学・入所・通所施設名 _____） 2 いいえ
② 特別児童扶養手当又は障害基礎年金を受給していますか。 1 はい（1級・2級） 2 申請中 3 いいえ
③ 身体障害者手帳をお持ちですか。 1 はい（手帳番号 _____ 都道府県・市 第 _____ 号） 2 申請中 3 いいえ

注意事項 記名押印に代えて署名することができます。

交付機関 受付

市 町 村 受 付

本人の旧氏名・住所（届出事由が06・07の場合は記入してください。）

氏名	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ ()									
住所	都道府県 市 郡									
	コード _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									

保護者の氏名・住所（届出事由が08・09の場合は記入してください。）

新										旧										
フリガナ	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _										_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									
氏名	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ 続柄										_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									
生年月日	年 月 日										年 月 日									
住所	都道府県 市・郡										都道府県 市・郡									
	町・村										町・村									
コード _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _										コード _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _										
電話番号	() _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _										() _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _									

変更（返還）年月日	年 月 日
-----------	-------

附 則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	渡 邊 俊 夫	埼玉県行田市大字若小玉三千九百二番地
同	相 原 一 夫	同 鴻巣市新井百三十六番地
監事	高 橋 勝 同	さいたま市緑区大字下山口新田四十一番地

告示

埼玉県告示第三百四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原田 美記輔	埼玉県上尾市大字瓦葺二千八百十四番地二十六	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目六十二番一ほか四筆	三、〇二七
新井 教弘	埼玉県行田市大字持田二千五百六十四番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百五十六番一ほか三筆	七、八八一
新井 正彦	埼玉県行田市持田一丁目十四番二十五号	埼玉県熊谷市池上字鶴巻九十三番四	六一七
新井 彌一郎	埼玉県熊谷市池上六百八十四番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百三十二番ほか十三筆	一八、六二一
石井 勝己	埼玉県熊谷市池上五百一番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百三十一番ほか十八筆	二三、〇六一
石井 朋昌	埼玉県熊谷市池上六百九十三番地二	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百四十六番ほか一筆	四、二一五

夏目 信治	夏目 恵司	中村 一夫	為ヶ井 昇一	大澤 敏夫	大澤 雄	大澤 園子	大澤 誠一	内田 高一	石井 義一	石井 誠
埼玉県熊谷市池上 六百九十一番地七	埼玉県熊谷市池上 六百七十三番地二	埼玉県熊谷市中西 四丁目二番十一号	埼玉県行田市大字 小敷田四十二番地 一	埼玉県熊谷市池上 三百五十八番地一	埼玉県熊谷市池上 五百八十六番地一	埼玉県熊谷市池上 五百五十八番地	埼玉県熊谷市池上 三百六十八番地一	埼玉県熊谷市下川 上五十番地	埼玉県熊谷市池上 四百七十四番地一	埼玉県熊谷市池上 四百七十八番地一
埼玉県熊谷市池上 字屋敷前四百二十 四番一ほか四筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百三十五 番ほか四筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻二十四番ほ か七筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百四十五 番	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百六十一 番一ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百六十八 番一ほか六筆	埼玉県熊谷市池上 字尼酒田二百七十 四番ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百五十一 番ほか二筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻百二十六番 一ほか二筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻二十八番一	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻三十八番一 ほか三筆
三、 七四七	一二、 六八五	一四、 七一四	三、 二九九	五、 二三八	九、 三八二	八、 一〇五	三、 五九九	六、 七三五	二、 〇四七	五、 四〇二

佐藤 美代子	小出 宮子	川嶋 貞良	株式会社おぐら ライス	井田 潜一郎	茂木 実	村田 昇	村田 茂	堀口 秀雄	堀口 浩市	夏目 亮一
埼玉県加須市道目 五百十九番地	埼玉県加須市道目 五百十九番地	埼玉県加須市上種 足五百二十四番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 百四十一番地一	埼玉県熊谷市池上 五百六十四番地一	埼玉県熊谷市池上 三百八十九番地二	埼玉県熊谷市池上 五百六十六番地	埼玉県熊谷市池上 四百八十三番地	埼玉県熊谷市池上 四百九十一番地	埼玉県熊谷市池上 四百八十二番地
埼玉県加須市道目 字上大道下九百二 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百二 十四番ほか九筆	埼玉県加須市上種 足五千三百八十番	埼玉県加須市柏戸 字宮三百四番一ほ か十一筆	埼玉県加須市栄字 本田八十九番一ほ か三筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前二百六番 一ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百三十七 番一ほか二十七筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷三十五番一 ほか七十八筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷十三番一ほ か十三筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷二十七番ほ か二十一筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷一番ほか二 十二筆
一、 五三三	一一、 一四五	三、 二九九	八、 一八四	三、 五〇四	四、 九三九	三七、 七九三	九五、 六〇九	一五、 八三九	三五、 二四五	三一、 〇四七

根岸 秀典	山下 卓男	小岩井 仁	横田 忠雄	入江 仁三郎	株式会社外岡商 店	渡邊 克行	針ヶ谷 敏雄	野崎 孝男	内藤 武	染谷 則雄
埼玉県児玉郡美里 町大字猪俣二千七 百五十六番地	埼玉県比企郡吉見 町大字本沢百八十 三番地五	埼玉県比企郡吉見 町大字上砂三百五 十番地	埼玉県久喜市新井 二百四十一番地	埼玉県久喜市河原 代八十一番地	静岡県賀茂郡南伊 豆町中木三十九番 地	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市道目 千九百十六番地三	埼玉県加須市上種 足七百八十六番地	埼玉県加須市川口 二丁目十六番四十 六号	埼玉県加須市北平 野二百二十八番地
埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百五十七番ほか 二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字本沢字高道 百五十一番一ほか 三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字上砂字下町 七十七番ほか百十 筆	埼玉県久喜市佐間 字裏新田千四百十 一番一	埼玉県久喜市河原 代字上分三十六番 一	埼玉県狭山市柏原 字下双木千二百八 十五番三ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十七 番ほか十六筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百十四 番一ほか四筆	埼玉県加須市上種 足五千三百四十四 番	埼玉県加須市細間 字野新田九百四十 九番一	埼玉県加須市北平 野字田島四百十番 一ほか二筆
五、〇二六	五、七一四	二二四、二六八	一、三一五	一、六一一	一、〇六一	四六、六七七	三、三四〇	二、七八九	九六二	二、三一六

丸源アグリ株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三 百六十一番地一	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字左 沼五百八十七番二 ほか二十一筆	一五、 八八四
-----------	-----------------------------	--	------------

二 申請年月日

平成三十年三月十三日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年四月十七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光二〇八から二二〇まで、二一五
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

平成二十九年埼玉県告示第百五号で公示した公共測量は、平成三十年三月六日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十号

平成二十九年埼玉県告示第千三百六十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

平成二十九年埼玉県告示第千三百六十号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

平成二十九年埼玉県告示第千百十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月十五日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

平成二十九年埼玉県告示第千百三十四号で公示した公共測量は、平成三十年三月十五日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

平成二十九年埼玉県告示第千三百五十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

平成二十九年埼玉県告示第七十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月九日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年6月1日（金）から平成31年3月29日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す購入予定額及び入札者が見積もったメーカーの部品ごとの購入歩掛り率に従って計算した総価で行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「自動車用品」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110（内線2243）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月14日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月11日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月14日（月）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年5月14日（月）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年4月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: The unit-price contract of 11 (besides the brand-name parts for Toyota four-wheeled vehicles) items
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. May 14, 2018 By mail; 5:00 p.m. May 11, 2018 In person; 9:50 a.m. May 14, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2243

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパックの購入（単価契約） 4,342箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部鑑識課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110（内線2245）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月15日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月15日（火）午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年5月15日（火）午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月8日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年4月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of Photographic paper for picture making device Quantity;4,342
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. May 15,2018 By mail;5:00 p.m. May 14,2018 In person;10:30 a.m. May 15,2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

I C免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年10月1日（月）から平成35年9月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月18日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月18日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年5月18日（金）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月8日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年4月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
the system to verify the description of IC driver's licence.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.
May 18,2018 By mail;5:00 p.m. May 17,2018 In person;10:20 a.m. May
18,2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第三百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか43施設で使用する電気 契約電力5,910
キロワット 予定使用電力量20,856,984キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成30年8月1日（水）から平成31年7月31日（水）まで。ただし、平成31
年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった
場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか43施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス
テムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は
持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単
価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根
拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給
期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当
該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額
とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を
入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999
号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に
よる再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法

第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月14日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月11日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年5月14日（月）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年5月14日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年5月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年4月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at branch office (Miyahara) of Saitama Prefectural Police Headquarters and 43 other facilities(Contract: 5,910 kW estimated kWh: 20,856,984 kWh).

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. May 14, 2018 By mail; 5:00 p.m. May 11, 2018 In person; 9:50 a.m. May 14, 2018

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone;048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年四月三日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年三月十六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百三十九の先、高萩字中王神二千五百三十六―一、―二、―三の各一部及び旭ヶ丘字松の台七百六十五の先、高萩字王神二千四百三十九の先、高萩字中王神二千五百三十六―一、―三の各先</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百三十九の先、高萩字中王神二千五百三十六―一、―六、―七の各一部及び高萩字王神二千四百三十九の先、高萩字中王神二千五百三十六―一の先</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百三十九、二千四百四十一、二千四百四十三―二の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百三十九、二千四百四十一、二千四百四十二―一、二千四百四十三―二の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十五・〇〇</p> <p>三十九・二五</p> <p>七十一・一一</p> <p>十七・七八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十三・〇</p> <p>六・〇</p> <p>九・〇</p> <p>六・〇</p>

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年三月十六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百七十四の一部、高萩字南王神二千四百七十五―一、二千四百七十六―一、―三、―四、―五、―六、―七、―八、―九、―十、―十一、―十二、二千四百九十二―一、―二、二千四百九十三―二の各一部及び高萩字王神二千四百七十四の先、高萩字南王神二千四百七十五―一、二千四百七十六―一、―三、―四、―五、―六、―七、―八、―九、―十、―十一、―十二、二千四百九十二―一、―二、二千四百九十三―二の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十七・八一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年六月十八日第十三号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年四月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二條第一項第四号
指定の取消しの年月日	平成三十年三月十六日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県日高市大字高萩字王神二千四百七十四の一部、高萩字南王神二千四百七十五一、二千四百七十六一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、一十、一十一、一十二の各一部及び高萩字王神二千四百七十四の先、高萩字南王神二千四百七十五一、二千四百七十六一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、一十、一十一、一十二の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十三・〇〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年四月三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度4・5月分）

JIS 1号 82,800リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年5月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 68,800リットル

平成30年4月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年
4月16日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月13日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年4月16日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年4月6日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 82,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. April 16, 2018 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. April 13, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

雑 報

議長選挙

小林 哲也 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 齊藤 正明

副議長選挙

土屋 恵一 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 高橋 政雄